

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編 酒税法関係 第9条 酒類の販売業免許 第2項関係 1 期限付酒類小売業免許の取扱い (1) 免許の要件 期限付酒類小売業免許（期限を付した酒類小売業免許をいう。以下同じ。）は、<u>申請者、申請販売場、申請目的等</u>が、次に該当している場合に付与する。 イ 申請者が製造者又は酒類販売業者であり、博覧会場、即売会場その他これらに類する場所（<u>以下「博覧会場等」という。</u>）で又は<u>輸入酒フェア等の実施を目的として</u>、臨時に販売場を設けて酒類の小売を行う。 （注）（省略） ロ 酒類の<u>小売</u>目的は、特売又は在庫処分等でない。 ハ <u>博覧会場等の管理者との間の契約等により</u>、販売場の設置場所が特定されている。 ニ・ホ （省略） ヘ <u>輸入酒フェア等については、1回の開催期間が、おおむね2週間以内であり、同一の臨時販売場において年6回以内である。</u> （注）（省略） (2) 申請書の提出 <u>期限付酒類小売業免許を受けようとする場合には、原則として、販売場を開設する日の2週間前までに申請させる。</u> (3) （省略） （削除）	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編 酒税法関係 第9条 酒類の販売業免許 第2項関係 1 期限付酒類小売業免許の取扱い (1) 免許の要件 期限付酒類小売業免許（期限を付した酒類小売業免許をいう。以下同じ。）は、<u>申請者及び申請販売場等</u>が、次に該当している場合に付与する。 イ 申請者が製造者又は酒類販売業者であり、博覧会場、即売会場その他これらに類する場所で、臨時に販売場を設けて酒類の小売を行う。 （注）（同左） ロ 酒類の<u>販売</u>目的は、特売又は在庫処分等でない。 ハ <u>博覧会場、即売会場その他これらに類する場所の管理者との間の契約等により</u>、販売場の設置場所が特定されている。 ニ・ホ （同左） （新設） （注）（同左） （新設） (2) （同左） 2 <u>輸入酒フェア等の実施を目的とした期限付酒類小売業免許の取扱い</u> <u>輸入酒フェア等の実施を目的とした期限付酒類小売業免許の申請があった場合において、次に該当しているときは、免許を付与して差し支えない。</u> — <u>酒類販売業者が輸入酒フェア等を実施するために臨時に販売場を設けて輸入酒類の小売を行うこと。</u>

改 正 後	改 正 前
2 届出による期限付酒類小売業免許の取扱い 製造者又は酒類販売業者が<u>博覧会場等</u>（届出者又は届出者と密接な関係にある者が催物等の主催者として管理、運営していない場所（施設、建物等を含む。）に限る。）で臨時に販売場を設け酒類の小売を行う場合であり、次の要件に該当し、かつ、<u>原則として販売場を開設する日の10日前までに、酒類の小売を行う旨を当該販売場の所在地の所轄税務署長に届け出たときは、当該届出により期限付酒類小売業免許を付与したものと</u>して取り扱う。 ただし、<u>同一者による同一場所での届出は月1回に限る（催物等の入場者の全部又は大多数が有料入場者である場合を除く。）</u>。 (1) <u>催物等の入場者の全部若しくは大多数が有料入場者である又は催物等の開催期間が7日以内である。</u> (2) 催物等の内容は、酒類の小売を主目的とするものでない。 (3) 催物等の開催期間又は開催期日があらかじめ定められており、かつ、それが客観的に明瞭である。 (4) <u>酒類の小売目的は、特売又は在庫処分等でない。</u> (5) <u>博覧会場等の管理者との間の契約等により、販売場の設置場所が特定されている。</u> (6) 販売する酒類の範囲は、免許を受けている酒類の品目と同一である。 (7) 催物等の開催場所以外の場所へ酒類を配達しない。 3 （省略）	（注）1 <u>酒類販売業者には、酒類販売業者が中心となって組織する団体を含むものとして取り扱う。</u> 2 <u>酒類販売業者とは、国内のいずれかの場所において酒類の販売業免許を有しているものであればよいのであるから留意する。</u> — <u>輸入酒フェア等の1回の開催期間が、おおむね2週間以内である。</u> — <u>同一の臨時販売場において開催する輸入酒フェア等が、年6回以内である。</u> 3 届出による期限付酒類小売業免許の取扱い 製造者又は酒類販売業者が<u>博覧会場、野球場等の競技場、遊園地その他の臨時に人の集まる特定の場所</u>（届出者又は届出者と密接な関係にある者が催物等の主催者として管理、運営していない場所（施設、建物等を含む。）に限る。）で臨時に販売場を設け酒類の小売を行う場合であり、次の要件に該当し、かつ、販売場を開設する日の10日前までに、酒類の小売を行う旨を当該販売場の所在地の所轄税務署長に届け出たときは、当該届出により期限付酒類小売業免許を付与したものとして取り扱う。 (1) <u>催物等の入場者の全部又は大多数が有料入場者である。</u> (2) 催物等の内容は、酒類の小売を主目的とするものでない。 (3) 催物等の開催期間又は開催期日があらかじめ定められており、かつ、それが客観的に明瞭である。 (4) <u>酒類を小売する目的が特売又は在庫処分等でない。</u> (5) 契約等により、販売場の設置場所が特定されている。 (6) 販売する酒類の範囲は、免許を受けている酒類の品目と同一であり、かつ、<u>1ℓ以下の容器入りのものである。</u> (7) 催物等の開催場所以外の場所へ酒類を配達しない。 4 （同左）

改 正 後	改 正 前
第10条 製造免許等の要件 第 10 号関係 1 ～ 2 （省略） 3 一般酒類小売業免許についての取扱い (1) （省略） (2) 販売能力及び所要資金等 申請者等は、申請等販売場において酒類を継続的に販売するための所要資金を賄うに足りる所有資金等並びに必要な販売施設及び設備を有している者又は所要資金を有し<u>免許を付与するまでに販売施設及び設備を有することが確実と認められる者である。</u> 4 ～ 10 （省略）	第10条 製造免許等の要件 第10号関係 1 ～ 2 （同左） 3 一般酒類小売業免許についての取扱い (1) （同左） (2) 販売能力及び所要資金等 申請者等は、申請等販売場において酒類を継続的に販売するための所要資金を賄うに足りる所有資金等並びに必要な販売施設及び設備を有している者又は所要資金を有し<u>申請がなされた免許年度の終了日までに販売施設及び設備を有することが確実と認められる者である。</u> 4 ～ 10 （同左）